

大阪府犯罪被害者等支援条例懇話会の設置運営に関する要綱

(設置)

第1条 府は、(仮称)犯罪被害者等の支援に関する条例の素案(以下「条例素案」という。)を作成するにあたり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)、民間支援団体及び学識経験者と意見交換を行うことを目的に、大阪府犯罪被害者等支援条例懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 懇話会の委員は7名以内とし、次に掲げる者で構成する。

- (1) 犯罪被害者等又はこれらの者が組織する団体の代表者
- (2) 民間支援団体の代表者
- (3) 学識経験者

2 委員の任期は、条例素案が完成するまでとする。

(座長)

第3条 懇話会に、座長及び副座長を置く。

2 座長は委員の互選により選出し、副座長は座長が指名する。

3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する

(会議)

第4条 懇話会の会議は、青少年・地域安全室長が招集する。

2 会議の議長は、座長が務める。

(謝礼)

第5条 委員に対する謝礼の額は日額9,800円とし、出席日数に応じてその都度支給する。

2 謝礼に実費弁償の額を加算するものとする。

(実費弁償)

第6条 委員の実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とし、路程は、委員の住所地から起算する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、青少年・地域安全室治安対策課において掌る。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月6日から施行する。